

陳情の取扱いについて

議長は、内容を審査し「審査になじまない等の陳情書等について」に該当するものを除いて、受理した後、議会運営委員会へ審査を担当する委員会を諮問した上で、本会議において審査を委員会に付託します。

付託された委員会は、陳情を審査し、委員会の審査結果（採択・不採択・趣旨採択等）を本会議に報告します。

本会議では、委員会の審査報告を受け、最終的な議会としての結論（採択・不採択・趣旨採択等）を決定（＝議決）します。

ただし、次の表に定める審査になじまないものについては、委員会に付託せず、その写し又は要約したものを関係議員や市の関係部局に送付するなど、要望を伝えます。

【審査になじまない等の陳情書等について】

(1) 違法行為を求め、又は公の秩序又は善良の風俗に反するもの
(2) 個人や団体 ^{ひぼう} を誹謗中傷し、又はその名誉を棄損し、及び当該個人等に謝罪や一定の行為を求めるもの
(3) 係争中の裁判事件、異議申し立て等に属するもの
(4) 市職員に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの
(5) (2)又は(4)に規定する内容までには至らないが、これらに類するもので、次のいずれにも該当するもの ア 採択、不採択等の議決がされた陳情書等と同一趣旨の陳情書等であって、かつ同一の者から再度提出されたもの。ただし、予算要望に関するものについては、この限りでない。 イ アの議決がされた後、特段の状況変化がないもの ウ アの議決がされた議会から起算して、おおむね1年が経過していないもの
(6) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
(7) 提出の方法（持参又は郵送）にかかわらず、市内に在住、在勤、在学でない者から提出されたもの。
(8) 前各号に掲げるもののほか、議会運営委員会の協議を経た上で、議長が審査になじまないと認めたもの

※毎年定例的に同様の趣旨内容で提出される国・埼玉県等の関係機関へ意見書の提出を求める陳情については、上記（８）と同様の取扱いとなります。